

ロシア連邦国家教育スタンダード形成過程に関する 序論的考察

黒木 貴人

(2012年10月2日受理)

The Introduction of a Study about Forming Process
of Russian Federal State Educational Standards

Takahito Kuroki

Abstract: This paper is intended to prepare for study about forming process of Russian Federal State Educational Standards that corresponded curriculum criterion, has become effective during recent years in elementary school education. Various actors are considered in this forming process. For example, the President, Federal Parliament, the Ministry of Education and Science, Russian Academy of Education, Regional research institute, private laboratory and so on. They have each policy recourse and policy orientation, so Standards has been influenced by them. In Coordinating Council about Standards, some Regions deraigned the right that being able to ensure own regionally and ethnically cultures. Also, in Seminar about Federal Target Program of Education Development during 2011-2015 years, people involved the Ministry of Education and Science, Russian Academy of Education, and private laboratory reported to on the present situation in educational reforms. It is thought of as central government can achieve the educational governance only in respecting the regionally and ethnically cultures. We will be able to see from the above that Federal Government implements the educational systemic reforms while bearing in mind the autonomy of the Regions.

Key words : Russian Federal State Educational Standards, Russian Academy of Education, educational policy process

キーワード：ロシア連邦国家教育スタンダード、ロシア教育アカデミー、教育政策過程

1. はじめに

(1) 問題の所在

本論稿は、ロシア連邦における教育課程基準に当たり、近年初等段階から実施が開始されている連邦国家教育スタンダード Федеральный Государственный Образовательный Стандарт (以下、特に断りの無い限り「スタンダード」と記すものは連邦国家教育スタンダードのことを指す) について、その形成過程を追うための準備作業を行うものである。

ロシア連邦は、1991年に崩壊したソビエト連邦の後

継国であり、社会主義からの脱却を志向した様々な改革が為されたことは周知の事実である。教育政策も同様であり、特に近年はスタンダードを軸とした公教育管理体制が整備されつつある。本論はこのロシアにおけるスタンダードが如何なるものかといったような内容的特質を探ることを主たる目的とはしていないが、その特徴を簡潔に示すと以下のようになる。すなわち、①いわゆる PISA 型学力を念頭に置き、コンピテンシーを育成すること、②連邦中央の示すバリエントを学校現場が選択するという、連邦—学校間関係が強化され、連邦—連邦構成主体(地方)—学校という教育

制度の三層構造は骨抜きにされたこと。換言すれば、スタンダードを軸としたロシア教育は、グローバルな流れも汲みつつ、連邦中央の出口管理行政を強化するという新自由主義的な教育内容行政改革が進行していることが窺える。

このようにロシア教育内容行政の根幹ともいえるべきスタンダードの形成過程には、どのようなアクターが関与し、影響を及ぼしているのか、という点について整理していくことが本研究の主たる目的である。

(2) スタンダード成立までの流れ

ところで、スタンダードとは何なのか、その成立の経緯を改めて簡潔にまとめておきたい。スタンダードは、連邦全体の教育課程基準を定める上での義務的最小量を規定するものである（わが国における学習指導要領に相当）。現在のロシア連邦成立当初から、教育の根幹としてのスタンダード制定が期待されていた。しかし、1993年に「暫定国家教育スタンダード」が構想されたものの、議会内での対立などにより、長らく正式な成立は見なかった。状況が変化したのは2000年代に入ってからである。エリティンに代わり、プーチンが大統領に就任すると、周知のように強権的な政策を内外に展開した。教育領域に関してもそれは例外ではなく、2001年に発表した政策文書「ロシア教育の現代化構想」以降、従来の政策方針を改め、連邦中央の権限を高めていったのである。また、アカデミー正会員で90年代に教育大臣も務めたドネプロフも言及しているように、2000年代のロシア教育の最重要課題は、「教育内容」の刷新であった¹⁾。そして2004年、そのような潮流も相まって「国家教育スタンダード」が正式に成立した。

しかし、そのような難産の末に誕生した「国家教育スタンダード」は、その後厳しい批判に晒されることとなる。「連邦国家としての統一性への弱体化への危惧、民族言語・文化教育の優勢とロシア語・文化の脆弱化、教育政策の非効率性、PISA型学力の育成が思うように捗らないこと」などを理由に、その修正を余儀なくされた。そして2007年、ロシア連邦法「教育について」（以下、連邦教育法と略記）第7条の改正によって、「国家教育スタンダード」は「連邦国家教育スタンダード」へと変化した²⁾。

(3) 先行研究の検討および研究の方法

ロシアにおけるスタンダードの特色等については、我が国のロシア教育研究者たちによって様々な整理が継続的に為されている。例えば、暫定段階の1993年スタンダードの翻訳を掲載している川野辺（1996）、連邦教育省令として正式に承認された2004年スタンダードの特徴等について、教科書制度の動向も絡めつつ整

理・分析を行なっている諸外国の教科書に関する研究委員会（2005、2006）、近年のロシア教育の改革動向について、スタンダードを始めとし民族政策や教育改革の理論的背景等をまとめた岩崎・関（2011）やロシア連邦成立から20年の節目を迎え、その期間のロシア教育について詳細な現地調査を基に総合的検討を行なっている福田ら（2012）などがある。しかしながら、本研究が志向するようなスタンダードの形成過程については、十分な検討が行われているとは言い難い。

そこで本稿では、ロシア教育アカデミー Российская Академия Образования（以下「アカデミー」と略記）や連邦教育科学省などの中央政府機関、連邦構成主体 Субъект федерации³⁾ やその傘下に存在する各種行政・研究機関、さらには民間の教育研究機関など、多様なアクターが如何にこのスタンダードの形成に関与していたのかについて、その輪郭を描き出すための準備作業を行うべく、各アクターについての整理と若干の考察を加えたい。

なお、筆者の仮定ないし前提を予め述べるならば、スタンダード形成過程における中心アクターはアカデミーであると推察され、その機能・役割を浮き彫りにすることが本研究全体の焦点である。アカデミーを中心アクターであると捉える理由として、第1に、スタンダードは2009年に全国コンクールを経て決定されたが、その最終案として採用されたのがアカデミーの教育戦略研究所のものであったからである。第2に、アカデミーは1991年12月19日付ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国政府決定に基づき、「教育問題に関する最高の科学組織」⁴⁾として、連邦教育科学省の附属機関として創設されており、事実連邦教育科学省の提供するスタンダード形成のアリーナ上には、アカデミー会員の存在が確認されるからである。

しかしながら、上述したようにスタンダードはアカデミーの他にも様々なアクターの関与を経ながら成立してきたことが想定される。

例えば、連邦構成主体は連邦中央の教育政策方針に逸脱しない限りにおいて、教育内容に関する権限をかなり有していた。すなわち、ロシアでは当初連邦全体に関わる教育内容は連邦中央が定めるといふ連邦要素、地方・民族に関わる教育内容は地方が定めるといふ地方要素、そして学校が独自に教育内容を定めるといふ学校要素といったものがあり、この三層構造がロシア教育の大きな特徴であった。しかしながら、2004年のスタンダード正式成立以来、地方が独自に定めることができる教育内容の割合は減少し（表1参照）、昨今のスタンダード本格実施に至っては地方が定める教育内容は制度上無くなっている。当然、このような

表1 初等教育スタンダードの教育内容決定権限の推移

	1993年	2004年
連邦要素	52%	76%
地方要素	23%	24%*
学校要素	25%	

*地方要素と学校要素をまとめた数値

【出典】遠藤忠「ロシア連邦の教育改革の動向」大桃敏行他編『教育改革の国際比較』ミネルヴァ書房、2007年、82-89頁を参照し、筆者作成。

連邦中央の教育改革に、地方はかなり反発したと言われている。そのような反発も渦巻く中で、今日のスタンダードは本格実施を迎えており、彼らの影響力は無視できないであろう。

また、注2にもあるように、地方のみならず民間の教育研究機関もスタンダード案を提出している。当然各々に特有の思惑が存在すると考えられ、それらが如何に折り合いをつけて現在のスタンダード成立に至ったのかみていく必要がある。

以上のような事柄を達成する方途として、本研究においては「政策過程分析」の視座を取り入れたい。本論稿における主たる論点ではないため、ここでの詳述は避けるが、「政策過程分析」は、行政学や政治学の分野で発達してきた研究手法であり、日本においては1970年以降、イシューアプローチに基づく事例研究が目覚ましい発展を遂げている（大嶽1990）。本研究では、そのような先行理論も踏まえつつ、連邦教育科学省を当該政策形成の舞台（アリーナ）を提供し、最終的な決定を下す「政策決定機関」、またアクターの中でも特に優位な政策資源を有し、当該政策形成の中心的存在であるアカデミーを「中核的アクター」、そしてその他当該政策形成の周囲に位置し、様々な関与や影響を与えるアクターを「周辺のアクター」と捉え、それら互いの関係性を整理していく。

2. ロシア教育政策過程における諸アクターの様相

現在、筆者が想定しているスタンダード成立過程におけるアクター間関係を図式化すると、図1のようになる。

その上で、まずは各アクターが如何なる存在であるか簡潔に説明を加えたい。

(1) 大統領

大統領は議会立法とは別に大統領令 указ を発することができ、教育分野におけるその対象範囲は①ロシア教育全体の方向性の提示（ロシア連邦教師の年につ

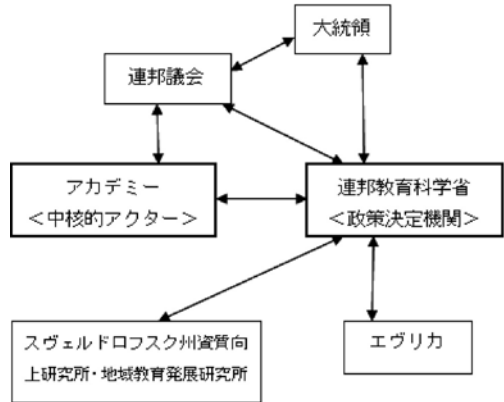


図1 スタンダード形成過程におけるアクター間関係仮定図

いての承認 О проведении в Российской Федерации Года учителя など) ②連邦の高等教育に関する政策（連邦大学について О федеральных университетах など）と大別できる⁵⁾。また、現在連邦の教育政策を中心に遂行する連邦教育科学省は大統領令により2004年に従来の連邦教育省から連邦教育科学省へ改組されているため、教育政策ネットワークを捉える上では大統領の意思決定や国家運営がその行政機構へ与える影響も考慮しなければならないだろう。実際、メドヴェージェフが大統領に就任した後、その教書演説の中で「現代の学校の主たる課題は、すべての子どもの能力を開発し、人格を訓育し、高度な技術を持つ競争的な世界における生活に準備することである」と述べ、「我らの新しい学校 Наша Новая Школа」というプロジェクトの推進を提議した。

(2) 連邦議会

連邦議会は各種法律を制定し、連邦の教育活動全を規定する。スタンダードについても、当初は議会立法として成立させることが目指されていたが、様々な困難を背景に頓挫した。福田ら（2012）における現地調査によると、アカデミー教育内容・方法研究所所長のM.V.ルイジャコフは、スタンダードについて以下のような言及をしている。

「連邦法として承認されるシステムは少し複雑で、最初は国家会議と連邦会議、下院と上院で承認され、その後大統領承認が必要である。結局、連邦法による承認までは辿り着かなかった。その理由は、法案としていくつかのバージョンがあり、当研究所も一つのバージョンを作成したのだが、正確には覚えていないが、1998年か1999年くらいに数人の上院議員が連邦議会に提出した。

様々な法案が提出され、議論を重ねたのだが、結

局連邦法としてまとめることは不可能だとわかった。その結果、スタンダードの3構成要素の1つである連邦要素を教育省の『命令』によって出すという決定が下された」

以上のように、最終的にスタンダードは次に述べる連邦教育科学省が「省令」として制定することとなり、すなわちスタンダードに関するイニシアチブは連邦教育科学省が執っていると考えられる。しかしながら、議会の影響力を完全に無視することは不可能なため、ここでもスタンダード形成過程上の周辺のアクターとして位置づけ掲げておきたい。

(3) 連邦教育科学省

連邦教育科学省は、従来の連邦教育省と連邦科学技術省を統合する形で、2004年3月9日の大統領令を受けて成立した。その活動の目的は、以下の5つである。

- ①社会（階級）移動および社会的格差軽減の基盤とすべく、全国民に質のよい教育へのアクセスを保証すること。
- ②資格認定が必要な職を要する社会・経済界の現下・将来的な要求の保障および生涯教育に関する環境を創出すること。
- ③経済的、社会的、文化的生活環境下に存在する教育機関に通う子どもたちに関わる活動のための環境を整えること。
- ④科学技術研究の発展と効果的活用のための環境を整備すること
- ⑤活発な研究活動を推進すること

前身の「国家教育スタンダード」（2004年）、そして現在の「連邦国家教育スタンダード」（2009年）ともに、教育省令（教育科学省令）として成立している。したがって、スタンダードを巡る過程の中で、最終的な決定権限を有する存在であるといえるだろう。

(4) アカデミー

アカデミーの概要については、拙稿（黒木2011）に詳述しているので、そちらも参照されたい。その内容も掻い摘みつつ、ここでも述べておきたい。

アカデミーは、正会員 Действительные члены 129名、準会員 Члены-корреспонденты 153名（2012年6月現在）で構成される「教育問題に関する最高の科学組織」である。その他にも、名誉会員、外国人会員や、全国に1000数百人の研究員が存在している。アカデミーの活動の目的について、規則には「基礎的・応用的科学研究の形成・遂行、現代人類の発展における新たな知識の獲得への推進、子どもならびに成人の教育の規則的發展、教育改善の原則としての教育学、心理学ならびに他の隣接科学領域における持続的な知識革新を遂行すること」が、その活動の根本として記され

ている。

ただし、ここで留意したいのは、アカデミーは単に研究機関であるわけではない、という点である。上記の根本理念に従い、アカデミーは「教育政策、（その一筆者）戦略の方針、教育発展の目標と計画の研究・科学的保障への参画」「教育改革の設計、認可、および審査への参加」「国家政府研究機関と地方自治体の研究機関との相互協力ならびに教育政策の実施」を遂行していくこととなっている。すなわち、教育に関する研究や、それに基づく政策への助言、提言に留まらず、自ら政策に関与、参画、実施する主体としての権限も有しているのである。具体的には、「教育科学総体、高等教育施設、専門学校およびその他の機関を創設すること」「教科書、学習教材、教育発展プログラムの検定・審査などに参画すること」などが規定されている。実際、アカデミーは小中学校、ギムナジア・リツェイ（エリート教育のための高等学校）、そして大学を設置しており、自ら教育活動を行う主体となっている。また「教科書の検定は、ロシア科学アカデミー、ロシア教育アカデミーもしくは諸機関によって行われる」と検定規定にも定められている。

次に組織構造について整理したい。アカデミーは大きく分けて、幹部会 Президиум、学術組織 Научные организации、社会分野組織 Организации социальной сферы、地方支部 Региональные отделенияの4つがその組織構造を形成している。まず、幹部会はアカデミー総裁および副総裁、秘書局長官、学術組織部長、地方支部長で構成される「持続的に活動する合議制の運営組織」⁶⁾である。そして、アカデミー全体の活動を管理し、その方向性を定めることが大きな役割となっている。幹部会内における様々な決定は多数決で為されることになっており、その決定はアカデミー総会に報告することが義務付けられている。

学術組織はその名の通り、アカデミー規則に記された目的や、総会、幹部会の決定に基づいて実際に研究活動を遂行する組織である。学術組織は、理論教育学・教育哲学研究部、心理学・発達生理学研究部、中等普通教育研究部、職業教育研究部、教育・文化研究部の5つの部に分かれており、それぞれの活動領域に即した研究所が設立されている（計25の研究所、1つの図書館）。

社会分野組織は、文化組織、教育組織、サービス組織の3つが存在する。この組織は「社会奉仕的性質を有する」⁷⁾と規定されているが、既述のような学校だけではなくホテルや寮も設置されている。このことから推察されるように、教育活動以外にも幅広く対社

会的にその奉仕的活動を展開している様子が窺える。

地方組織は、4つの地方に設置されたアカデミーの支部のことである。すなわち、現在はヴォルガ流域支部、南方支部、ウラル支部、北西支部が設置されている。この地方組織は、アカデミー管轄の非営利組織とされているが、アカデミーの規則とは別に、各支部それぞれが独自の規則を定めることになっている。また、独自のアカデミー地方支部総会を設置することができ、その総会が地方支部における最高機関となっている。これらのことから、地方支部には高いレベルでの自律性があると考えられよう。

(5) スヴェルドロフスク州資質向上研究所・地域教育発展研究所

スヴェルドロフスク州資質向上研究所・地域教育発展研究所は、その名の通りロシアの中央部やや西寄りに位置するスヴェルドロフスク州が独自に設置している研究所である。州都エカテリンブルグを擁し、ウラル山脈以東では最大の人口を抱える同州は、工業も非常に発達しており、連邦構成主体の中では有力な存在の1つといえるであろう。この研究所がいかなる業務を行なっているのかについては未だ資料が集まっていない。しかし、ロシア連邦においては法規定上連邦構成主体が連邦政府と同等の権力を有しているが、両者の関係性を確認・再考する上で同研究所のこのスタンダードに関する試みは注目されるであろう。

もちろん、スタンダードに関して主体的に働きかけた地方が他にも存在するであろう。その一端については、後に言及する。

(6) エヴリカ

教育政策研究所エヴリカは、自律的な非営利教育組織であり、地域の教育・科学におけるサービス提供を目的に創設された。その淵源は1980年代に遡り、当時隆盛していた教育改革運動（「協働の教育学」運動）から発展し、教員のクラブとして組織化されたものである。1993年には私立教員養成大学（エヴリカ自由大学）を開設し、また1999年からは独立非営利教育組織として認可され、教員養成、再教育、資質向上に関する各コースを実施している⁸⁾。

現在の主な基本的活動方針は以下のとおりである⁹⁾。

- ・ロシア教育におけるあらゆる教育機関に所属する教育者・指導者にむけて、新たな方法・技術の開発の促進。
- ・教育政策の形成・実施および教育機関の現代化に關し、国家政府機関および地方自治体との協力。
- ・ロシア教育の現代化に必要な不可欠な、追加的職業教育プログラム（職業の再訓練、資質向上、研究）を実施すること。

- ・追加的職業教育を含む、教育領域における新たな教育形態・活動の探求と普及
- ・基礎的・応用的科学研究、教育方法および教育に関する試験的実験の編成と実施
- ・教育分野の専門家診断プロジェクトを組織すること
- ・教育・管理の技術及び方法、教育機関の運営についての研究及び普及
- ・資質向上を図る組織における、種々の法人組織の支援 など。

3、スタンダード形成過程への諸アクターの参画

次に、上記のようなアクターは具体的にどのような場面に顔を出しているのか、2つの事例を取り上げ以下に整理する。

(1) 連邦国家教育スタンダード設置に関する調整委員会

スタンダードの設置と同時に、連邦教育科学省は普通教育課の付属機関として、連邦国家教育スタンダード設置に関する調整委員会を組織した。その構成メンバーを見てみると、議長は普通教育課長のE.R. ニジエンコ、副議長にアカデミー・教育戦略研究所長のA.M. コンダコフがそれぞれ就いている。表2の名簿を見てみると、連邦内の主要な連邦構成主体から委員が選出されていることがわかる。

この委員会の議事録を幾つか見てみると、各連邦構成主体がその地域的・民族的特性や権利を、全体主義的傾向の強化されたスタンダードの元で如何に確保していくか、ということに尽力している様子が看取される。例えば「連邦構成主体における初等普通教育・連邦国家教育スタンダード実施に係る初期状況および連邦国家教育スタンダードの実施により付随・供給される2012年度連邦教育発展プログラムの個別施策の計画テーマについて」「民族文化で構成された地方における連邦国家教育スタンダード実施の特質について（基礎教育プログラムおよび教授課程の民族的内容部分も含めて）」などが議題となり、話し合いが行われていた。そこでは、スタンダードの内容を超えない範囲で各連邦構成主体が独自のスタンダードを設置し、それぞれの民族性や文化を考慮した独自のスタンダードを設置していることが報告されている¹⁰⁾。

ただし、この委員会の副議長であるコンダコフは、かつてソ連時代は国内唯一の国営教科書出版社であった「プロスペシエニエ」の社長でもある。現在ロシアにおける教科書制度は検定制であり、国内には数十の教科書会社が存在するため、その影響力は過去

表2 連邦国家教育スタンダード設置に関する調整委員会メンバー

氏名	勤務先・肩書
1, ニジエンコ(議長)	ロシア連邦教育科学省普通教育課長
2, コンダコフ(副議長)	ロシア教育アカデミー教育戦略研究所長 連邦国家教育スタンダード開発計画担当者 株式会社プロスペシエーニエ社長
3, シュメリコフ	ロシア連邦教育科学省普通教育部職業準備・ 職能発達教育活動の地方一連邦システム研究 部副部長
4, アブラモフ	チェリャビンスク教育科学省普通教育・社会 維持管理局長
5, バイラツニー	クラスノダール地方教育局次長
6, ブラギニン	ヤマロ・ネネツ自治管区教育局地方教育政策 部長
7, ボチエフ	ブリヤート共和国教育科学副大臣
8, イシムグロフ	バシコルスタン地方教育局普通教育部長
9, カイモフ	チェチェン共和国教育科学省普通教育部長
10, クリフツォフ	ボルゴグラード教育委員会副議長
11, ムスタフィン	タタルスタン共和国教育科学省第一次官
12, オゼロフ	オレンブルグ教育省次官
13, ベトロフ	チュヴァシ共和国教育・青年政策省長官
14, ベトルニナ	モスクワ市教育局就学前・普通教育管理一部 部長
15, シトニコフ	サハ共和国教育省普通教育部長
16, スパツスカヤ	レニングラード普通・職業教育委員会副議長
17, フレブニコフ	ハバロフスク教育省普通教育管理一部副部長
18, ホロストフ	クラスノヤルスク教育科学省普通・就学前教 育部部長
19, チェボタリ	チュメニ教育科学局副局長
20, ユーリエフ	カリニングラード州教育省第一次官

出典:О создании Координационного Совет при Департаменте общего образования Министерства образования и науки Российской Федерации по вопросам организации введения федеральных государственных образовательных стандартов общего образованияを基に、筆者作成。

と比して薄れているとは言うものの、スタンダードをはじめとして政府の重要政策文書等はこの出版社から出され¹¹⁾。この事実に関しては改めて慎重に検討していく必要はある。しかしながら、このスタンダードはコンダコフが所長を務める教育戦略研究所の案を基にして作られたことから、その立場から各連邦構成主体との様々な折衝をしていくことは自然なこととも捉えられよう。

(2) 2011-2015年までの教育発展プログラム

これはその名の通り、連邦の中長期的教育政策の目

標等を示したものである。その柱としては3つあり、○社会制度発展に伴う普通教育および就学前教育の現代化、○労働市場のニーズに沿った職業教育の内容・構造改革、○教育の質評価システムの発展と教育サービスの向上である。

ここで同プログラムに関して言及するのは、このような中長期的教育計画の下にスタンダードの改革や運用も為されており、スタンダード形成過程を支える存在であると考えられるからである。スタンダードは当然連邦全体の教育動向を受けつつ成り立っているため、同プログラムに関わる動向は直接的ないし間接的にスタンダード形成過程上に位置づくと思えられよう。同プログラムにおいてはこれまでに数回のセミナーが開催されており、ここではその中の1つを取り上げ、どのようなメンバーが、どのような報告を行っていたのか整理したい。

表3は、「連邦構成主体の経営に関する」セミナー(2011年11月22日～11月28日)における報告者をリス

表3 2011-2015年までの連邦教育発展プログラム連邦構成主体の教育経営に関するセミナー報告者一覧(2011年11月22日～11月28日開催)

	和名	勤務先・肩書
11/22 報告	1 グジェリヤ	連邦教育科学省・連邦教育発展プログラム・計画局副局長
	2 ガネエフ	科学研究連盟「現代的な教育コンセプト」代表
	3 ツピン	科学研究連盟「現代的な教育コンセプト」研究員
	4 コスチューク	科学研究連盟「現代的な教育コンセプト」プロジェクトリーダー
11/23 報告	5 グシコフ	ロズブルナゾーラ・教育の質評価機関副長官
	6 ルコヴェスニコフ	ロズブルナゾーラ・職業教育の質評価管理局副局長
11/24 報告	7 プリスガロフ	連邦教育科学省・普通教育局副局長
	8 ロスキン	連邦教育科学省・普通教育局課長
	9 シュメリコフ	連邦教育科学省・普通教育局次長
	10 マレバノフ	アカデミー・教育経営研究所所長
11/28 報告	11 ドリガノフ	連邦教育科学省
	12 ボブロフ	「インフォルムエクスベルティザ」代表
	13 ポストニコフ	ロズブルナゾーラ
	14 カルージュノフ	「LBK-チェントル」代表
	15 カウシヤンスキー	「インフォコンパス」代表
	16 クシュニコフ	「アルマダソフト」プロジェクトマネージャー
	17 ホジムツク	アイビーエス
	18 ドブロトウモルスキー	アイビーエス
	19 ブラソフ	アイビーエス

出典: Письмо Департамента федеральных целевых программ и проектов Министерства образования и науки РФ рук оводителям органов управления образованием субъектов Российской Федерации, экспертам ФЦПРО в субъектах РФ "О проведении цикла семинаров в рамках реализации ФЦПРО"を基に、筆者作成。

トアップしたものである。

このセミナーは4日間に渡って行われた。各日ごとにテーマが設けられており、そのテーマに相応しい報告者が教育省関係者や民間の組織（インフォルムエクスペルティーズ、アルマダソフトなど）から選出されているようだ。そして表中にも網掛けをしたように、ここではアカデミーの教育経営研究所の所長マレバノフが報告を行なっている。実際にどのような報告を行ったのか、という点については今回資料を入手できていないため分からないものの、報告のテーマは「連邦教育発展プログラムの枠内における（教育）実習活動に対する補助金配分のメカニズム」と銘打たれていた。マレバノフと同日に報告を行ったのはプリスガロワ、ロスキン、シュメリコワであり、いずれも連邦教育科学省の人物である。この日は主に「普通教育制度」をテーマに報告が構成されているが、主体側の連邦教育科学省が現状報告し、それを補う形でアカデミー会員のマレバノフが報告者に選ばれたと見て取れよう。

4. おわりに

以上、本論稿においてはスタンダード形成過程における諸アクターの概要と、それらの具体的な政策参画様態について、簡潔ながらも整理した。教育に限らず、ロシアの諸制度はプーチンの登場以降、中央集権化ないしは独裁化傾向が強化されていると言及されることが多い。しかしながら、連邦中央は一方向的に地方に対する権限強化を図っているわけではなく、むしろかなり気を配りながら制度改革をしていると言える。とりわけ、多様な民族や文化を有するロシアにおいては、彼らの利害や主張を与してこそ、有効な教育統治を達成することが可能になるとも考えられる。先に見たスタンダード調整委員会等の様子からも、様々な地方からその構成員が編成され、新スタンダード下での連邦中央—地方関係について、活発な議論が展開されていることが窺えるだろう。

今回は諸アクターの整理を主たる目的としたが、それらが互いにどのような影響を及ぼし合っているのか、という点については論及することができなかった。また、筆者の仮説である「アカデミーはスタンダード形成過程上の中核的アクターである」という点についても、今後さらに詳細な事例研究を重ねる中で、より緻密な検証を加える必要がある。その過程の中で、アカデミー以外のアクターが中核的であった、とのデータが表出してくる可能性ももちろんあるだろう。各アクターの発行する刊行物や資料など、更なるデータ収集に努めたい。

【注】

- 1) Э.Д.Днепров (2011), С.314.
- 2) スタンダードの開発に際してはロシア全土を対象にコンクールが実施された。同コンクールにおいて提出されたスタンダード案は、アカデミー案、教育政策問題研究所グループ・エヴリカ案、スヴェルドロフスク州資質向上研究所・地域教育発展研究所案の3つであった。アカデミー案が採用された理由としては、「普遍的学習行為」（学ぶ能力）の体系的習得の追求がなされていたことにある（スタンダードHP：<http://standart.edu.ru/>、岩崎・関（2011）参照）。
- 3) ロシアにおける行政区画。モスクワ、サンクトペテルブルグの特別市に加え、州、地方そして民族原理で構成される共和国、自治州、自治管区があり、全部で83の連邦構成主体が存在する。
- 4) Устав Российской академии образования (РАО), статья 1.
- 5) <http://mon.gov.ru/dok/ukaz/obr/> を参照。
- 6) Устав РАО, статья 34.
- 7) Там же, статья 68.
- 8) 澤野（2005）、190頁。
- 9) <http://www.eurekanet.ru/> を参照。
- 10) ПРОТОКОЛ заседания Координационного совета при Департаменте общего образования Министерства образования и науки Российской Федерации по вопросам организации введения федеральных государственных образовательных стандартов общего образования, 2011. なお、その他にはスタンダードに適応した新たな教科書制度について話し合われている。
- 11) さらに言えば、ロシアにおける教科書出版事情はプロスヴェシェニエと民間のドロフアーの2社でかなりの割合を占める。近年この2社が共通の販売サービスを整え、合併に向かっているという。この2社が合併した場合、教科書市場の半分をコントロールすると推測されている（服部2011）。ちなみに、ドロフアーの取締役キセリョフもアカデミー正会員である。

【主要参考・引用文献】

- Устав Российской академии образования, 2008.
 Э.Д. Днепров, *Новейшая политическая история Российского образования*, МОСКВА МАРИОС, 2011.

- ПРОТОКОЛ заседания Координационного совета при Департаменте общего образования Министерства образования и науки Российской Федерации по вопросам организации введения федеральных государственных образовательных стандартов общего образования, 2011.
- О создании Координационного Совет при Департаменте общего образования Министерства образования и науки Российской Федерации по вопросам организации введения федеральных государственных образовательных стандартов общего образования
- Закон РФ ?Об Образовании? с изменениями, внесенными Федеральными законами от 28 декабря 2010г. №428-ФЗ, от 29 декабря 2010г. № 439-ФЗ, от 2 февраля 2011г. №2-ФЗ.
- 大嶽秀夫『政策過程』東京大学出版会, 1990年。
- 川野辺敏監修『資料ロシアの教育』新読書社, 1996年。
- 澤野由紀子「ロシアの教育政策研究動向」『日本教育政策学会年報』第12号, 2005年, 190頁。
- 諸外国の教科書に関する調査研究委員会編『ロシアの教科書制度と特色ある教科の教科書』教科書研究センター, 2006年。
- 諸外国の教科書に関する調査研究委員会編『ロシアの教育課程と教科書』教科書研究センター, 2005年。
- 岩崎正吾「21世紀初頭ロシアの教育戦略」『ロシア・ユーラシア経済』ユーラシア研究所, 2007年, 2-13頁。
- 大桃敏行他編『教育改革の国際比較』ミネルヴァ書房, 2007年。
- 岩崎正吾「世界の動き 新しい連邦国家教育スタンダード創設へーロシアの初等中等教育の改革動向ー」『内外教育』時事通信社, 2009年, 2-4頁。
- 岩崎正吾・関啓子『変わるロシアの教育』東洋書店, 2011年。
- 黒木貴人「ロシア連邦教育政策過程におけるロシア教育アカデミーの役割—その法的位置づけに関する基礎的考察」『教育行政学研究』西日本教育行政学会, 2011年, 9-17頁。
- 服部玲「海外出版レポート ロシア 教科書大手2社の合併」『出版ニュース』出版ニュース社, 2011年, 36頁。
- 研究代表者福田誠治『体制転換後ロシア連邦20年の教育改革の展開と課題に関する総合的研究 中間報告書(2011年度)』(2011(平成23)~2013(平成24)年度科学研究費補助金基盤研究(A)海外学術調査(課題番号23252011))2012年。
- 【付記】本論稿は、財団法人(=当時、現在は公益財団法人へ移行)松下幸之助記念財団2011年度研究助成を受けての研究成果の一部である。
(主任指導教員 古賀一博)